「専門職大学院は」とあるのは「第四十五条第一項の規定による認定を受けた大学の専門職大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

3　連続課程特例認定大学は、専門職学位課程の標準修業年限又は在学期間の短縮に関し、前項の規定により読み替えて適用する第三条第二項又は第十六条の規定の適用を受ける場合には、これらに関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

第十一章　雑則

第四十六条　［略］

（学校教育法施行規則の一部改正）

第五条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百六十五条の二　［略］	**第百六十五条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　大学設置基準第十九条第四項、専門職大学設置基準第九条第五項、大学院設置基準第十一条第三項又は専門職大学院設置基準第六条第四項の規定により大学の学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程を編成する大学は、当該学部又は学科若しくは課程及び当該研究科又は専攻を一つの単位として、第一項各号に掲げる方針を定めることができる。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十章　雑則

第四十五条　［同上］

法規的告示

○文部科学省告示第二十八号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四十二条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第四十五条第一項の規定に基づき、連続課程特例認定大学の認定等に関する規程を次のように定める。

令和八年二月二十四日

文部科学大臣　松本　洋平

連続課程特例認定大学の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条　連続課程特例認定大学（大学院設置基準第四十二条第一項又は専門職大学院設置基準第四十五条第一項の規定による認定を受けた大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一　連続課程特例認定大学としての認定（第五条第一項及び第九条第二項第三号を除き、以下「認定」という。）を受けようとする大学が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制を十分整備していること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二　認定を受けようとする大学が、次条の申請の日（次号において「申請日」という。）の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価（同条第三項の規定により受けるものを除く。）をいう。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定（同法第百九条第六項に規定する適合認定をいう。第九条第二項第八号において同じ。）を受けていること。

三　認定を受けようとする大学が、申請日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ　法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ　財政状況が健全でなくなったこと。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四　次に掲げる事項が、次条の申請に係る申請計画書（以下「申請計画書」という。）において明らかにされていること。

イ　申請目的

ロ　学部における教育と大学院における教育との円滑な接続に資する効果的な取組として、修士課程若しくは専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）の標準修業年限又は在学期間の短縮に関する特例の適用による学部との連続性に配慮した教育課程の編成（以下「効果的な連続課程の編成」という。）を行う研究科、課程又は研究科以外の基本組織（以下「研究科等」という。）

ハ　効果的な連続課程の編成において、特例として適用する修士課程等の標準修業年限又は在学期間の短縮に係る規定

ニ　効果的な連続課程の編成の内容

ホ　効果的な連続課程の編成が、学部における教育と大学院の研究科における教育の円滑な接続に資する根拠

ヘ　学生に対する教育上適切な配慮のための具体的な措置

ト　実施予定期間

チ　効果的な連続課程の編成を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

五　申請計画書の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

（認定の申請）

第二条　認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。